国 保・年金

国民年金保険料の納め忘れに注意

国民年金保険料の納付期限は、翌月末日です。保険料の納め忘れがあると、万一の事故のときなどに、障害年金や遺族年金が受けられないことがあります。

さらに未納期間が長くなると、将来、老齢年金さえ受けられなくなることもあります。

納め忘れの期間がある人は、早めに納めましょう。

また、収入が少なく保険料を納められないときには、未納のままにせず、免除制度や若年者納付猶予制度・学生の人は学生納付特例制度（いずれも一定の基準あり）がありますのでご相談ください。

問船橋年金事務所（☎047－424－8811）、国保年金課高齢者医療年金班（☎内線289・299）。

◆国民年金後納制度をご存じですか

後納制度は、過去10年間に納め忘れた保険料を納付することにより、将来の年金額を増やすことが出来るものです。

また、年金受給できなかった人は後納制度を利用することで年金が受けられる場合があります。

なお、この制度を利用できる期限は平成27年9月30日までです。

◆後納保険料納付書の使用期限に注意

すでに後納制度を申し込みされた人で、平成16年4月以降の後納保険料の納付が済んでない人は、納付書に記載された使用期限（平成26年3月31日）までに納付してください。

なお、使用期限まで納付できなかった人が、平成26年4月以降に納付を希望される場合は、新たな加算額による納付書を発行しますので「国民年金保険料専用ダイヤル」または左記へ。

問専用ダイヤル（☎0570－011－050）、船橋年金事務所。

国民年金保険料の免除申請対象期間が拡大

国民年金には、所得の少ないときや失業などにより保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。

平成26年4月からは、申請時点の2年1カ月前の月分まで申請できるようになります。

【ご注意ください】

※2年1カ月前の分まで免除申請することができますが、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合がありますので、すみやかに申請してください。

※申請期間に対応する前年所得に基づき、審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。

【手続きに必要なもの】

▼国民年金手帳または基礎年金番号の分かるもの▼印鑑。

※転入者や、失業などによる場合は、事前に左記へ。

問船橋年金事務所、国保年金課高齢者医療年金班。

学生納付特例の簡素化

現在、学生納付特例制度により、国民年金保険料納付を猶予されている人で、平成26年度も引き続き在学予定の人へ、3月下旬に基礎年金番号の印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が日本年金機構から送付されます。

同一の学校に在学する場合は、このはがきに必要最小限の記載事項を記入するだけで申請できます。この場合は、在学証明書または学生証は不要です。

なお、はじめて学生納付特例の申請をする人は、従来どおり在学証明書などを添付のうえ、届け出が必要となります。

申請が遅れますと、障害年金や遺族年金に該当しない場合もありますので、ご注意ください。

また、平成26年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合はお手数ですが、国民年金納付書の送付については左記まで連絡してください。

問船橋年金事務所、国保年金課高齢者医療年金班。

後期高齢者医療被保険者の人間ドック・脳ドック検査費用の助成

市内に住所を有する後期高齢者医療被保険者で、左記の要件を満たしている人は、事前に申請することで人間ドック・脳ドックの検査費用の2分の1の額が助成されます（限度額があります）。

【限度額】

▼人間ドック30，000円▼脳ドック20，000円。

【手続き】

検査医療機関を予約し（指定医療機関なし）、検査日の2週間前までに、市役所、印旛支所・本埜支所へ申請書を提出（申請書は、市ホームページまたは市国保年金課、印旛支所・本埜支所に配布）。

※受検後の申請では、助成を受けられません。

対①後期高齢者医療保険料を完納している人②人間ドックの助成の場合は、市で実施する健康診査を受診していない人。

申被保険者証、印鑑を持参し、国保年金課高齢者医療年金班または印旛支所・本埜支所の市民福祉課の窓口まで（郵送可）。

◆まだ助成金の請求をしていない人および3月中に人間ドック・脳ドックを受検される人へ

今年度の助成金請求書の受け付けは、3月31日(月)までとなりますので、受検後、速やかに交付請求書・領収書などの提出をお願いします。

問国保年金課高齢者医療年金班（〒270－1396印西市大森2364－2）。

高額な診療を受けるみなさんへ

国民健康保険に加入している人で高額な診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合は、限度額を超える分を後で高額療養費としてお返ししています。

しかし医療機関などの窓口に限度額適用認定証を提示すれば、限度額を超える分を支払う必要がなくなります。

また、保険薬局、指定訪問看護事業者についても同様の取り扱いを受けられます。

【認定証等の手続き】

▼国民健康保険被保険者証▼印鑑（認め印可）を持参。

郵送での手続きを希望する場合は申請書を送付します。

※国民健康保険税に未納がある人は、「限度額適用認定証」の交付はしておりません。

【次の人は手続き不要】

70歳以上75歳未満の住民税課税世帯の人は、「国民健康保険被保険者証」により所得区分が確認できるため不要です。

※詳しくは左記まで。

問国保年金課資格給付班（☎内線285～287）。

健康保険に加入したら国保を抜ける手続きを

国民健康保険に加入していた人が、会社などの健康保険に加入、または健康保険の被扶養者になったとき、国民健康保険の資格喪失の手続きが必要です。

資格喪失の手続きをしないと、引き続き保険税が課税されたり、医療費の清算が必要になりますのでご注意ください。

【資格喪失の手続きに必要な書類】

▼新たに加入した健康保険証▼国民健康保険証▼印鑑。

問国保年金課資格給付班。

国民健康保険、後期高齢者医療保険の年金からの仮徴収

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料で、現在、年金から特別徴収されている人と新たに特別徴収の対象になる人は、平成25年度の保険税（料）額を基に、4月、6月、8月の年金より仮徴収します。

7月に平成26年度の保険税（料）額を決定し、10月、12月、翌年2月の年金より本徴収いたします。

新たに特別徴収の対象となる人には、4月に特別徴収開始通知を送付します。

問国保年金課保険税班（☎内線281～284）、高齢者医療年金班。

ミニ・ガイド パートⅠ

◆大正琴生徒募集・体験教室

時3月20日(木)・午前11時～午後12時30分。

場中央駅前地域交流館視聴覚室（中央南）。

申事前に左記まで。

※見学自由、随時入会受け付け。

問佐藤（☎㊻4140）。

◆ストレッチ・フレッシュサークル会員募集

時毎週木曜日午後3時～5時（祝祭日はお休み）。

場中央駅前地域交流館レクリエーションホール（中央南）。

費月額…1，000円。

※見学あるいは体験はいつでもできます。ぜひ一度体験してみてください。

申見学時に受け付け。

※詳しくは左記へ。

問早野（☎㊻7963）。

◆リトミックKidsサークル

ピアノ生伴奏と共に季節のテーマに合わせた手遊び、歌、ダンスを行います。

時木曜日・午前9時15分～10時。

場ふれあい文化館（原）。

内1歳半～4歳の子ども。

費月額3，100円（教材費）、別途会場費。入会金1，000円。

※無料体験、見学は随時可。お気軽にご参加ください。

申メールで左記へ。

問井上（メールrit39kids@yahoo.co.jp）。

◆春の山野草・春蘭展

時3月22日(土)、23日(日)・午前9時～午後4時。

場木下駅南側、上町観音堂脇「上町会館」（駐車場あり）。

費無料。

他山草の即売も行います。

※詳しくは左記へ。

問葉山（☎㊼3546）。

◆印西歴史愛好会講座『掘田正陸の「天保の改革」にみる佐倉藩の洋学』

正陸の「佐倉藩天保の改革」の対象となった藩校聖徳院書院にスポットをあてます。

時3月9日(日)・午前10時～正午。

場小林コミュニティプラザ2階視聴覚室（駐車場あり）。

◆講師…山倉洋和氏（NPO佐倉一里塚理事長）。

費700円。

問印西歴史愛好会・志賀（携090－4672－5493）。

◆不登校ひきこもりの子どもを持つ親の会

時奇数月の第3木曜日・午前10時30分～午後2時30分。

場中央駅前地域交流館2号館2階市民活動室Ⅰ（中央南）。

対不登校・ひきこもりのお子さんをお持ちのご家族。

費300円（お菓子代）。

※詳しくは左記へ。

問M・Tねっとわーく（メールheandnowm@yahoo.co.jp携080－6897－0220）。

◆3・11東日本大震災復興支援のつどい

被災地の復興支援と犠牲になられた人の追悼を行います。

時3月9日(日)・午後2時～3時30分。

場大塚前公園（雨天時…中央駅前地域交流館）。

内ミニミニコンサート（うた）&交流。

費無料。

問井上（携080－2055－7590）、吉田（携080－5380－7970）。

凡例　時日時　場会場　内内容　対対象　定定員　費参加費　申申し込み　問問い合わせ　HPホームページ　メールメールアドレス　他そのほか　携携帯電話